平成２９年（フ）第４１８号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１９棟306号
債務者　ピカソこと　徳山　松雄
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八ツ元優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月６日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１８３７号
大阪府岸和田市加守町４丁目31番26―603号、前住所大阪府岸和田市加守町４丁目31番26―207号
債務者　坂下　康幸
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沼田　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２５号
大阪府寝屋川市日新町１番１号、住民票上の住所大阪府寝屋川市田井西町34番５号（101号）
債務者　茶木　諭志
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３９号
埼玉県加須市中央１丁目７番24号　今成マンション203号、前住所埼玉県鴻巣市原馬室3640番地の７
債務者　加藤　　靖
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀之内幸雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６５号
さいたま市南区文蔵３丁目５番13号　ヴェルドミール南浦和101
債務者　松岡　　修
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　千晶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３０号
大阪府豊中市利倉１丁目７番53―307号
債務者　田中　英樹
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　修大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２３１号
大阪府豊中市利倉１丁目７番53―307号
債務者　田中　　礎（旧姓鶴賀）
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　修大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９７号
北海道枝幸郡浜頓別町智福１丁目９番地
債務者　細田　正人
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月７日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７８号
北海道恵庭市柏木町４丁目10番８―102号
債務者　石崎　英明
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　啓紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１２５号
北海道北斗市久根別５丁目５番９号
債務者　松代　裕紀
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５３号
岡山県総社市井尻野1020番地21、前住所岡山県総社市井尻野1168番地７
債務者　平松　親志
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
愛知県豊橋市大脇町字大脇76番地１（１―101）
債務者　バルボーザ　マルシオこと　マルシオ　ダビ　バルボーザ
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５８号
愛知県豊橋市大脇町字大脇76番地１（１―101）
債務者　バルボーザ　エミこと　ウサミ　バルボーザ　エミ
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第６１号
愛知県豊橋市浜道町字北側14番地１（103）
債務者　上西　彩香（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１４４６号
大阪市鶴見区放出東３丁目13番５号
債務者　ＧＭ細川こと　細川　克志
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部